

平成26年度

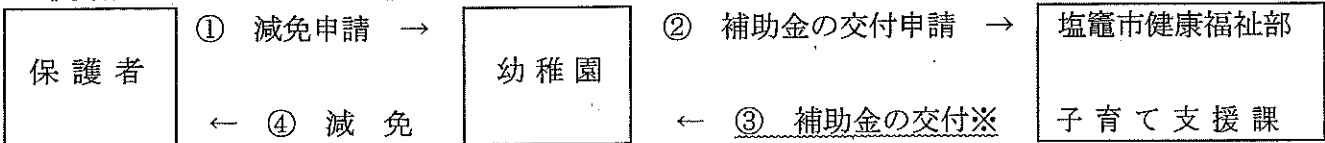
# 就 園 奨 励 費

申込みは 月 日まで幼稚園へ

## I 幼稚園就園奨励補助事業について

私立幼稚園では、幼稚園教育の普及と充実を図るため、保護者の経済的負担の軽減を目的に、所得に応じて幼稚園の入園料及び保育料を減免しています。私立幼稚園就園奨励補助事業は国の単年度事業です。年度をさかのぼっての減免はできませんのでご注意ください。

### 《申請から減免までの流れ》



※塩竈市から幼稚園に対して補助金を交付する時期は、平成27年2月下旬の予定です。

## II 減免の対象となる世帯について

対象となる要件は、次の①②及び下の表に該当する場合です。

- ① 保護者・園児とも塩竈市に住んでいて、その園児が私立幼稚園に入園していること。
- ② 平成26年4月1日現在で園児が3歳児、4歳児、5歳児(平成20年4月2日生まれから平成23年4月1日生まれ)であること。また、平成26年4月2日以降に、満3歳に達した幼児が入園したとき。

## III 減免される額

◎平成26年度市民税の課税状況※により、次の区分で減免されます。ただし、幼稚園から証明される実際に支払う入園料、保育料の金額が上限となります。

※園児と同居する保護者等の平成26年度市町村民税所得割課税額の合計額(住宅借入金特別控除の住民税からの控除を受けている場合は、それを適用する前の税額)

減免区分	年収 (目安)	小学1~3 年生の 兄弟の有無	減免限度額(年額)		
			第1子	第2子	第3子以降
1 生活保護を受けている世帯(生活保護受給者証の写しを添付)		無	308,000円	308,000円	308,000円
		有	/	308,000円	308,000円
2 平成26年度市民税が非課税の世帯 又は均等割額のみ課税される世帯	~約270 万円	無	199,200円	253,000円	308,000円
		有	/	253,000円	308,000円
3 平成26年度市民税の所得割課税額 が77,100円以下の世帯	~約360 万円	無	115,200円	211,000円	308,000円
		有	/	211,000円	308,000円
4 平成26年度市民税の所得割課税額 が211,200円以下の世帯	~約680 万円	無	62,200円	185,000円	308,000円
		有	/	185,000円	308,000円
5 上記区分以外の世帯	約680 万円~	無	/	154,000円	308,000円
		有	/	154,000円	308,000円

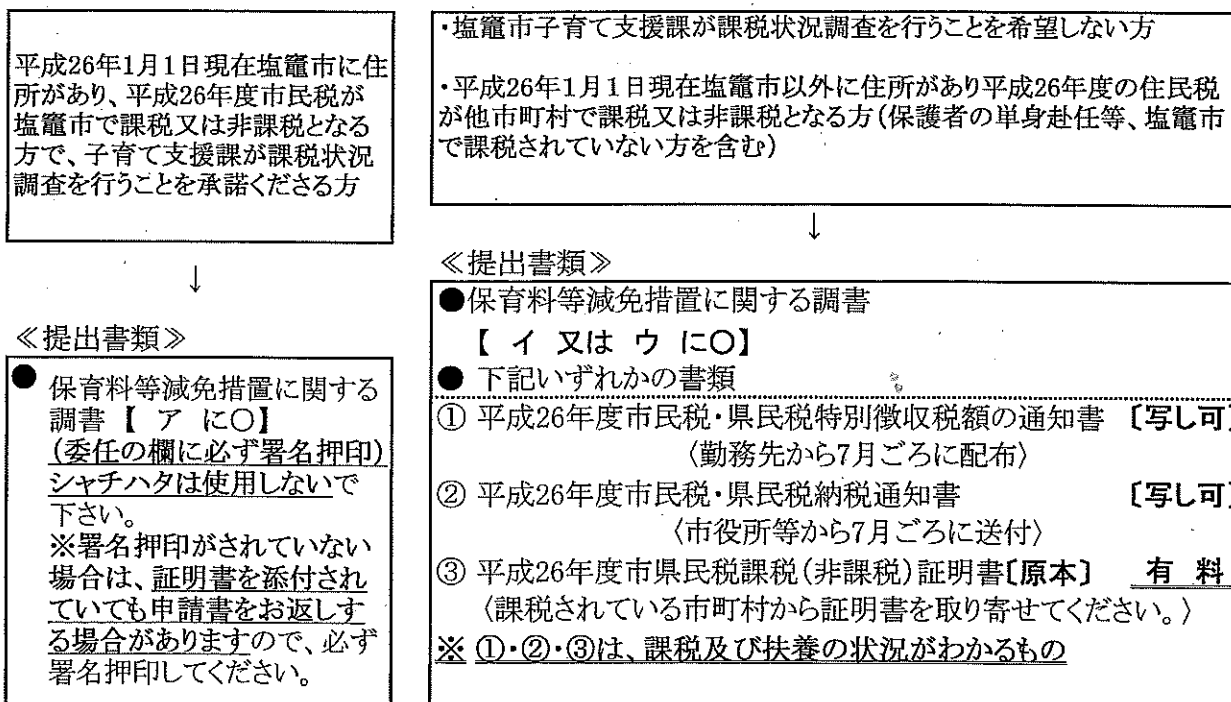
\*上記の所得割課税額及び年収は、夫婦の一方が就労しており、16歳未満の子どもが2人の場合の例で、年収は大まかな目安です。

\*減免対象園児数の数え方は4p.の表を参考にしてください。

- 注) ①「保護者等」には、園児の父母のほか、園児の養育者(市・県民税で園児の扶養控除を受けている人が父母以外のとき等)が含まれます。また、父母以外に園児の養育費などを負担している方が含まれる場合があります。なお、園児及び保護者の国籍は問いません。
- ②途中入園および中途退園の場合、減免額は月割で計算されます。
- ③年度途中入園等で申請する場合の受付は、国への報告時期等の関係で平成26年12月4日(木)子育て支援課到着分までです。それ以降は受付できませんのでご了承ください。
- ④東日本大震災で半壊以上の方は、宮城県から入園料と保育料の全額が減免される場合があります。この場合、就園奨励費補助事業の対象外となります。(詳細は幼稚園にお問い合わせください。)

#### IV 申請の方法

- ①「保育料等減免措置に関する調書」(様式第2号)に必要事項を記入し、直接幼稚園に提出してください。
- ②その他の書類については、次の事項をお読みの上、添付書類が必要な場合は、その書類の提出もお願いいたします。



★生活保護世帯の方は、受給証の写し(A4用紙にコピー)を必ず添付してください。添付がない場合には、普通の市民税非課税世帯となります。(減免額が少なくなります)★

##### ・市民税未申告の方

園児の父母等の方で1名でも市民税の申告が済んでいない方がいると、減免額が確定できませんので、補助が受けられません。昨年中に収入がなくても申告していなかったり、家族のうち誰かの扶養として申告したつもりだったけれども抜けていたりすると未申告になります。心当たりのある方は、早急に平成26年1月1日現在の住所地の市町村で申告してください。塩竈市以外で申告した場合は、申告した市町村の発行する課税(非課税)証明書の添付が必要です。なお、平成26年11月30日まで未申告の場合には、減免(補助金)が受けられなくなります。

##### ・平成25年中に外国で収入があった方

給与証明書など収入金額のわかる書類(現地通貨を邦貨に換算した金額が記載されたもの・・・勤務先で作成したもの)と扶養状況を証明する書類(勤務先で作成したもの)を添付してください。減免額を算定するために必要ですので、提出は早急をお願いいたします。平成26年11月30日まで未提出の場合には、減免(補助金)が受けられなくなります。

・平成26年1月1日以降に扶養者が死亡した等、お子さんを扶養している方が変わった場合

変わった年月日とその理由、扶養している方がどなたからどなたに変わったか、保護者の方が任意の用紙に記載して添付してください。平成26年度市民税の所得控除の扶養状況は平成25年12月31日現在の状況によりますので、この報告をしていただく必要があります。

**★東日本大震災によって住居などに被害を受けた方(「一部損壊」以上)★**

必ず、罹災証明書写しを添付してください。持家が借家かを罹災証明書欄外に明記ください。

**V 「保育料等減免措置に関する調書」の記入方法**

〔下記事項に注意し、次頁の記載例を参考に太枠内を記入してください。〕  
記入は、ボールペンを使用してください。

- ① 現 住 所 → 現在住んでいる住所(住民登録している住所)を記入してください。
- ② 26年1月1日の住所 → 現住所と同じ場合は「同上」と記入してください。  
又は保護者単身赴任先
- ③ 園児の家庭状況 → 現在園児と同居している家族全員(父母・兄弟姉妹・祖父母等・単身赴任している園児の保護者及び扶養者)を記入してください。
- ④ 押 印 → 保護者の氏名欄及び保護者(納税者)の氏名欄の押印は、必ず朱肉を使用してください。(シャチハタは使えません)
- ⑤ 世帯の家計の主宰者 → 市・県民税で園児の扶養控除を受けている方(保護者及び扶養者)に○を付けてください。
- ⑥ 幼稚園・小学校名 → 現在園児に幼稚園・保育所に通っている兄弟姉妹がいる場合と、小学校1～3年生の兄弟がいる場合には、生年月日欄の上に小学校名と学年又は通園している幼稚園名か保育所名を記入してください。
- ⑦ 記入の訂正 → 書きまちがえた場合は、その箇所に二重線を引き、保護者の氏名欄に使用した印を押印し訂正して下さい。修正液等は使用しないで下さい。
- ⑧ 添付書類の提出方法 → 添付する書類がある場合は、調書の裏面にホチキスで止めてください。

**記 載 例(部分抜粋)**

様式第2号(第4条関係)

**保育料等減免措置に関する調書**

(フリガナ) 園児氏名	シオガマ ジロウ 塩竈 次郎	男	平成 年 月 日生	幼稚園名	
(フリガナ) 保護者の氏名	シオガマ イチロウ 塩竈 一郎	電話番号	( ) -		
上記の園児に係る26年度の保育料等の減免については、下記のとおり申込みます。					
① →	→ 現住所	塩竈市			
② →	26年1月1日現在又は保護者単身赴任先の住所	塩竈市			
保育料等減免額算定のため市民税課税額及び納付状況については、下記記載の納税者を代表して					
ア. 公簿等により課税状況を調査することに同意します。(市民税課税証明書添付不要)					
保護者(納税者)の氏名 塩竈 一郎 (印) ④					
イ. 課税状況を調査することに同意しないので市民税課税証明書を添付します。					
ウ. 塩竈市で課税されていない(26年1月1日現在塩竈市に住所がなかった又は保護者が塩竈市以外で課税されている)ので住民税課税証明書を添付します。					
③ →	→ 園児の家庭状況【園児と同居の方(単身赴任の保護者を含む)全員を記入】				
⑤ →	世帯の家計の主宰者に○印	(フリガナ) 氏名(該当園児は除く)	(小学生の場合、学校、学年) 生 年 月 日生	園児と の 続 柄	市 民 税 課 税 額 均等割額 所得割額
	○	シオガマ イチロウ 塩竈 一郎	年 月 日生	父	※ ※
		シオガマ ニコ 塩竈 二子	年 月 日生	母	
⑥ →		シオガマ タロウ 塩竈 太郎	塩竈市立○○小学校2年 年 月 日生	兄	
		シオガマ サブロー 塩竈 三郎	○○幼稚園 年 月 日生	弟	
		シオガマ フロウ 塩竈 四郎	○○保育所 年 月 日生	弟	
			年 月 日生		
			年 月 日生		
			年 月 日生		
		世帯の課税総額			

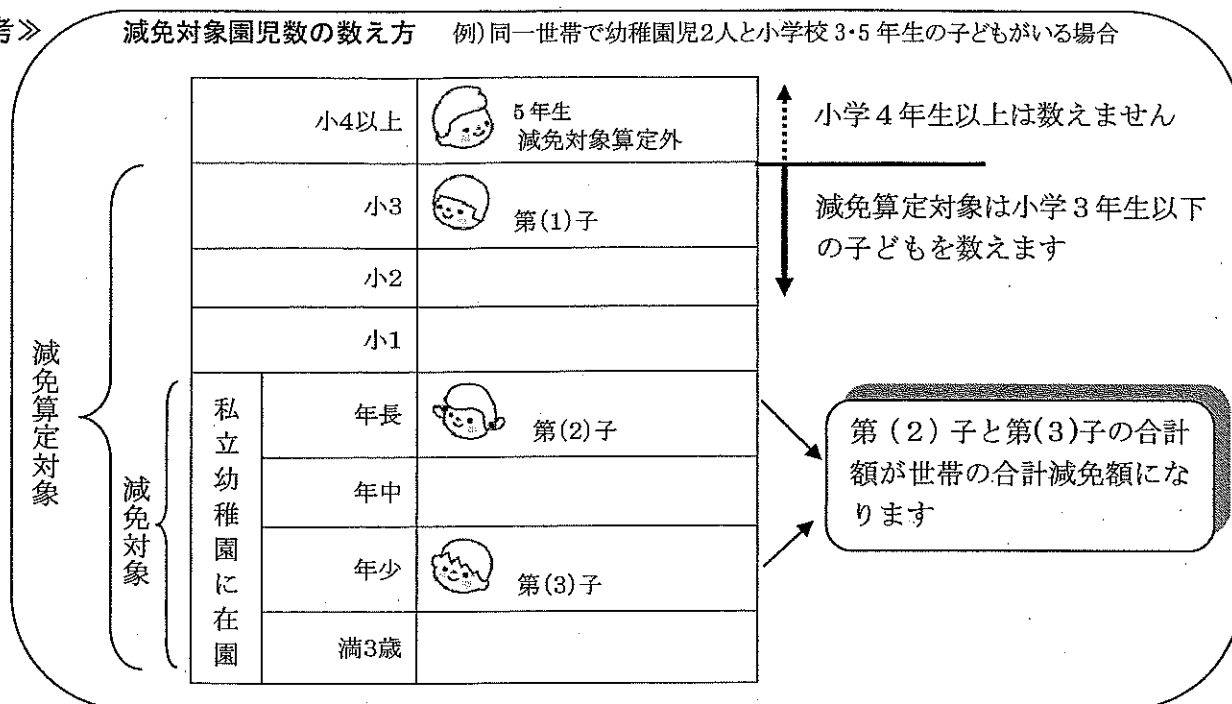
※欄(市民税課税額)には記入しないで下さい。

※こより下は保護者の方は記入しないでください。※  
上記の幼児は、当幼稚園の在園児であることを証明します。

塩竈市長 殿 平成 年 月 日 設置者(幼稚園) 印

《参考》

減免対象園児数の数え方 例) 同一世帯で幼稚園児2人と小学校3・5年生の子どもがいる場合



問1. 私は平成 26年1月1日現在A市に住んでいて、3月に塩竈市に引っ越してきました。家族は私(園児の父)と妻と母です。私は会社員ですが、妻と母は働いたことがありません。添付書類はどんなものが必要ですか。

答1. 市町村民税は、1月1日現在の住所地で課税されます。A市で発行の市民税課税証明書か市民税納税通知書あるいは、市民税特別徴収税額の通知書の写しを添付してください。

控除対象配偶者の記載がない場合は、A市発行の妻の課税(非課税)証明書も添付してください。

問2. 提出期限まで添付書類を準備することができませんでした。「保育料等減免措置に関する調書」は提出できないのでしょうか。

答2. 市民税納税通知書あるいは市民税特別徴収税額の通知書の送付が遅れている場合や、紛失した場合は取りあえず「保育料等減免措置に関する調書」のみ期限まで提出してください。その後、添付書類が準備でき次第、幼稚園に提出してください。

問3. 年長・年少の幼稚園児と小学校3年生・5年生の子どもがいます。この場合第1子とはどの子を指すのでしょうか。

答3. 幼稚園就園奨励費においては、小学校1～3年生の兄弟がいる場合、小学校3年生のお子様から順に第1子と数えます。したがってお尋ねのような場合、小学校3年生のお子様を第1子、年長のお子様を第2子、年少のお子様を第3子となり、「小学校1～3年生の兄弟有」の区分で第2子と第3子の合計支給額が基準額となります。なお、小学校1～3年生のお子様がない場合には、幼稚園に就園しているお子様のうち、年齢が上のお子様から第1子、第2子と数え、「小学校1～3年生の兄弟無」の区分の額が基準額となります。(上記参考)

問4. 3歳の幼稚園児と4歳の保育所児の子どもがいます。この場合、第1子とはどの子を指すのでしょうか。

答4. 保育所に入所しているお子様を含め、年齢が上のお子様から第1子、第2子と数えます。したがってお尋ねのような場合、4歳のお子様を第1子、3歳のお子様を第2子となり、「小学校1～3年生の兄弟無」の区分で第2子の支給額が基準額となります。

問5. 私は、住宅借入金特別控除を受けています。所得税で引ききれなかったので、税務課に申告書を提出して市民税からも控除を受けています。実際に納税している所得割の金額は178,000円ですが、住宅借入金で50,000円の控除を市民税から受けています。この場合、私は減免を受けられるのでしょうか。家族は妻(専業主婦)と幼稚園児2人です。

答5. 平成20年度より、所得税で引ききれなかった住宅借入金特別控除の金額がある場合、申告することにより市民税から控除できるようになりました。就園奨励費における所得割額は住宅控除適用前の税額で判定することになっており、お尋ねの場合は178,000円+50,000円=228,000円となり、「上記区分以外の世帯」に該当します。減免対象は2番目のお子様となります。

お問合せは・・・塩竈市健康福祉部子育て支援課家庭支援係 (022-353-7797 直通) か通園されている幼稚園へ  
※市民税についてのお問い合わせは、税務課市民税係(022-364-1111 内線216)へ※